

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫 様

株式会社さくらホーム

回 答 書

2020年11月25日付CSNI第20-70号申入書に対し、下記の通り回答させていただきます。

記

1. 違約金条項

→下記の条項を削除いたします。

「この場合、乙は違約金として賃料等の1ヶ月分相当額を甲に支払わなければならない。」

2. 無催告解除条項

→下記の条項を削除・改善いたします。

「④ 乙が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。」

→改善 ・④ 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。

「⑤ 乙が賃料等の支払いをしばしば遅延することにより、信頼関係を維持することが困難であると甲が判断したとき。」

→削除

「⑩ 乙が破産宣告、強制執行、銀行取引停止、刑事事件等、その他著しく社会的信用を失墜したとき。」

→削除

3. クリーニング特約

→下記の条項を削除し、別紙例外の特約を追加いたします。

「ハウスクリーニングは借主の負担とし、敷金よりこれを控除するものとする。」

以上